

## 藤原宮跡の国営公園化の早期実現を求める意見書

藤原京は、条坊制を採用したわが国最初の本格的都城である。西暦694年から710年に平城京へ遷都されるまでの16年間、持統・文武・元明の三代の天皇の都として栄え、その中枢である藤原宮は、約1キロメートル四方の中に大極殿や朝堂院、内裏、官衙が置かれた、まさに政治の中心地であった。この地において、西暦701年には大宝律令が制定され、律令国家が名実ともに完成し、ここを発した遣唐使は、初めて「日本国」の国号を諸外国に伝えた。藤原宮跡は、日本国のはじまりの地というべき、世界史上においても極めて重要な文化遺産である。

令和8年7月26日、韓国・釜山において開催された国連教育科学文化機関（ユネスコ）世界遺産委員会は、藤原宮跡を含む「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産一覧表への記載を正式に決定した。平成19年の世界遺産暫定一覧表への記載から約19年、幾多の関係者の尽力の末に実を結んだ悲願の登録であり、本市が誇る文化遺産の価値が、人類共通の宝として国際的に認められたものである。

しかしながら、世界遺産への登録は決して終着点ではない。この人類共通の宝を確実に保存し、その価値を国内外の人々に広く伝え、次世代へ継承していくためには、国による恒久的な整備及び管理体制の構築が不可欠である。広大な藤原宮跡を国営公園として整備することは、飛鳥から平城へと至る歴史の連なりを一体的に保存・活用する上で、極めて重要な意義を有するものである。さらに、それは、橿原市民をはじめ官民が一体となって取り組んできた約30年にわたる願いでもあり、世界遺産登録の実現により、その必要性はいよいよ高まっている。

よって、橿原市議会は、国に対し、世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」の中核資産である特別史跡藤原宮跡について、国営公園化の早期実現を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年8月3日

橿原市議会

《送付先》内閣総理大臣、国土交通大臣